



## ■2014年\_第4回定例会（第4日目）

### 【高尾599ミュージアムについての反対討論】（2014.12.15）

◎【19番陣内泰子議員】 それでは、第122号議案、八王子市高尾599ミュージアム条例設定について、反対の立場から討論を行います。

東京都高尾自然科学博物館が2004年3月に閉館、その用地と所蔵資料8万点余りが2005年4月に八王子市に移管されました。移管に当たっては、跡地並びに8万点余りの資料が無償譲渡され、その条件として、博物館機能を継承し、20年間の目的使用することが東京都との間で覚書並びに合意書によって規定されています。つまり、博物館機能を有する施設を整備することが無償譲渡の条件なのです。

八王子市は、高尾の里整備検討協議会を立ち上げ、施設だけではなく、全体としてこの高尾の里をどういったコンセプトで整備するのか検討を行い、提言書が出されました。その提言書に基づき、拠点施設のあり方について、高尾の里拠点施設基本計画もつくられました。提言の基本理念は、高尾の自然と歴史を知り、魅力を発見・発信できる場、伝統文化を楽しく学習できる文化的な香りが漂う環境、自然を活かした個性あるさわやかな憩いの空間としています。そして、これら提言に基づいてつくられた基本方針について、産業振興部長は、この施設の基本方針は博物館機能と観光機能であると代表質疑で答えています。

では、博物館機能は何かということですが、この点についても、基本方針では展示、学習、教育普及を行うことが博物館機能としています。しかしながら、部長の答弁では、条例第3条、事業その1で、高尾山の自然及び歴史についての資料の展示等に関する事、これで博物館機能をあらわしているというのです。残念ながらこれでは博物館機能の一部を規定しただけで、十分ではありません。市長も提案説明で、学習の場を提供するとしているのですから、施設の目的にしっかりと学習、教育の場であることが書かれていなければなりません。委員会の質疑においても、学習、教育普及を担う博物館機能を有する施設であることの質疑もありました。学習の場であるというお答えはあったわけですが、条例規定にまでは至っていません。

また、第4条において、この施設は展示施設、交流施設、休憩施設であるとしているのですが、教育施設であるとは書かれていません。このようなことから考え、やはりしっかりと条例に博物館機能を有している施設であることが書き込まれていないと、今後の施設運営において支障を来しかねません。

ちなみに、基本方針のもう1つの機能、観光機能に関しては、第3条、事業その2、高尾山の自然及び歴史についての情報の提供に関する事、また、その5で、高尾山周辺及び市内の名所旧跡その他の観光場所の紹介に関する事と、しっかりと規定されているのですから、博物館機能に関しても同様に規定していないほうがおかしいこととなります。

このことが反対の第1の理由です。今後の条例修正の検討をしていただきたいと思います。

次に、資料の展示に関しては、どんな資料を展示するのかということが条例上では明確ではありません。答弁では、旧稲荷山小学校に保管されている展示資料を活用、連携していくとのことでしたが、旧稲荷山小学校に所蔵、保管されている資料の活用をきちんと明記すべきです。

今現在、この保管に関しては、自然科学資料保存活用事業として教育委員会が担っているのですが、その目的は、保管するとだけになっています。何のために保管、保存するのか、どのように活用するのか、八王子市高尾599ミュージアムとの関連の中で位置づけていかなければ、この保管、保存事業も曖昧なものとなり、いつかは資料が資料たり得ない状態になってしまうのではないかと危惧いたします。これが反対理由のその2です。

次に、高尾の自然・生態系の維持、存続についての発信についてです。整備検討協議会では、市民団体や環境市民会議からの参加も得て、いろいろ検討されてきています。パブリックコメントも実施されました。その中での議論で、高尾の自然・生態系の維持、存続というメッセージをどう発信していくのかということについて、パブリックコメントに関する市の回答では、自然や生態系の重要性を伝えていけるようなプログラムを開発していきたいとなっています。

また、同じく市の考えとして、博物館の継承としては、自然を愛する心を育てる場という基本方針を立て、学習、教育普及の役割を持ち、特に子どもたちに自然の魅力を理解してもらえるような取り組みに重点を置いているとも述べられているのです。

ミシュラン三つ星取得以降、オーバークースになりがちな高尾山ですが、なぜミシュランの三つ星取得に至ったのかといえば、それが自然の宝庫だからです。きちんと高尾の自然・生態系が維持、保全されることが大前提であり、そのことは市も基本方針でしっかりと認識していることになっています。しかし、残念ながらこの点に関しても代表質疑ではお答えがありませんでしたし、条例にも書き込まれていません。書かれているのは、高尾の自然及び歴史に関する知識の向上に資するために設置したということだけになっています。基本方針並びに市民意見等から言っても、高尾の自然・生態系の維持、保全の大切さを訴求する場であると、しっかりと明確に記述されてしかるべきであります。これが反対理由のその3です。

八王子市高尾599ミュージアムが建設されることとなり、都との約束である博物館機能を継承していく施設として運営され、特に子どもにとって、高尾山をフィールドとした体験学習や自然観察会を通して高尾山の生態系維持、保全に関する認識がより一層深まることを切に願い、そのためにも条例には基本理念、基本計画で示されていることをしっかりと書き込むことが必要であると指摘をいたします。

10億円以上もの予算を使って整備する施設です。条例を読めば、その目的、また、市民を交えての合意の中で提示されている基本方針がきちんとわかるというものでなければ、管理運営が市民の意向に沿ったものになりません。施設そのものに反対するものではありません。これまで長い間議論してきたことが、残念ながら条例にしっかりと書き込まれていない、そのことをとても残念に思い、反対といたします。今後の早急の条例修正あるいは条例改定を要望して、反対討論を終わります。